

風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種のお知らせ

定期予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、令和4年度から3年間、予防接種法に基づく予防接種が実施されることになりました。抗体検査を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期予防接種の対象となります。詳しくは下記をご覧ください。

風しん抗体検査の対象者

検査した時点で小鹿野町に住民登録がある、「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性」。

風しん予防接種の対象者

接種する時点で小鹿野町に住民登録がある、「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性」のうち、「十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者」。

「十分な量の風しんの抗体がない」とは、HI法で「8倍以下」等基準が定められています。クーポン券を送付された方で、クーポン券を利用した抗体検査以外の抗体検査を過去に受けたことがある方は、「十分な量の風しんの抗体がない」ことがわかる検査結果票などを医療機関に提出し、基準を満たしていない場合は抗体検査を受けずに予防接種を受けることができます。

〈検査と予防接種の対象期間〉

令和4年4月1日から令和7年3月31日 *早めにお受けください。

〈検査と予防接種の費用〉

無料（一人につき一回限りです。）

〈検査と予防接種の受け方〉

抗体検査・予防接種を受ける際は、医療機関に予約のうえ、クーポン券、本人確認ができる書類（健康保険証、運転免許証など、住所、氏名、生年月日等本人確認ができるもの）を持参し、受けてください。クーポン券再発行を希望される方は、申請が必要です。保健課までお問合せください。

〈検査と予防接種を受ける場所〉

秩父郡外の委託医療機関

厚生労働省ホームページ（風しんの追加的対策について）（外部サイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

問合せ 小鹿野町保健課
電話 75-0135